

令和5年度改定版



里庄町公共施設等総合管理計画

【平成29年度～令和8年度】



里庄町

里庄町公共施設等総合管理計画 目次

第1章 計画策定の目的と背景

第1節	公共施設等総合管理計画の背景と目的	1
1	里庄町の概要	1
2	公共施設等総合管理計画の目的	1
第2節	公共施設等総合管理計画の位置付け	2
第3節	対象施設及び計画期間	3
1	対象施設	3
2	計画期間	4

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1節	人口推移と将来展望	4
第2節	財政状況の推移と現状	5
1	歳入の推移と見通し	5
2	歳出の推移と見通し	6
第3節	公共施設等の現況と課題	7
1	公共施設の保有状況及び年度別整備状況	7
2	公共施設の保有量比較	9
3	インフラの保有状況及び年度別整備状況	9
第4節	公共施設等の更新費の推計	12
1	公共施設の更新費	13
2	インフラの更新費	14
3	公共施設等の将来更新可能額の推計	16
第5節	現状と課題に関する認識	18

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

第1節	公共施設等のマネジメントの考え方について	19
1	公共施設等のマネジメントの視点	19
2	数値目標	19
3	公共施設等のマネジメントの基本方針	20
4	公共施設等のマネジメントの推進方針	21
第2節	計画を実現するための方策	24
1	全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有の方策	24
2	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築及び職員の意識改革	24
3	運営の最適化・効率化(コスト縮減)の推進	24
4	フォローアップの実施方針	25
5	個別施設計画の策定	26
6	これまでの方策の実績	26

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1節 公共施設の管理に関する基本的な方針.....	27
1 文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設	27
2 学校教育系施設、子育て支援施設.....	29
3 保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、公園、その他.....	31
第2節 インフラの管理に関する基本的な方針.....	33
1 道路(町道、林道)、橋梁	33
2 上水道	34
3 下水道	35
4 その他のインフラ.....	35

<特記事項>

- ・平成 28 (2016) 年 3 月末時点の公有財産台帳 (面積や建築年度) を基に作成しています。
- ・人口一人当たりの数値については特に断りがない場合、平成 27 (2015) 年 10 月 1 日時点の国勢調査の人口を分母として使用しています。
- ・調査時点以降の施設の増減等を加味していないため、現時点の建築年度や延床面積の数字と一致しない場合があります。
- ・端数処理等の関係上、表中に記載の数字の合計が一致しない場合があります。

第1章 計画策定の目的と背景

第1節 公共施設等総合管理計画の背景と目的

1 里庄町の概要

里庄町は、岡山県の南西部に位置する町で、瀬戸内海地方特有の温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、四季折々に町を彩る花々が、訪れる人の心を和ませています。

教育、文化の振興に積極的に取り組み、町内には図書館や文化ホールといった県下でも有数の施設が整っています。交通基盤も充実しており、JR 山陽本線や国道 2 号線も町の中心を通り、山陽自動車道の鴨方・笠岡インターチェンジも近く、県内外からのアクセスも良好です。

また、産業面では、水島と福山の工業地帯の中間に位置し、これらの立地条件や交通利便性を活かして、優良企業が進出するとともに、岡山・倉敷都市圏、福山都市圏のベッドタウンとして発展しています。

2 公共施設等総合管理計画の目的

我が国では、高度経済成長期に整備された公共施設等がこれから更新の時期を迎えることとなりますが、人口減少等による税収の減少や少子高齢化の進行による扶助費等の支出増加により、全国の多くの自治体で財政状況の悪化が危惧され、老朽化する施設の更新費や維持管理経費を確保することが課題となっています。

このような状況の中、国は平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その中で地方公共団体の役割として行動計画の策定により、インフラの安全や必要な機能を確保することが求められ、平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」において公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。

本町においても、将来的に人口減少、少子高齢化が予想されており、公共施設等の現状や今後の利用需要の変化、維持管理経費等を考慮しながら、長期的な視点にたち、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、持続性を確保するため、公共施設等の適正な保有量で適切な配置を実現する必要があります。

「里庄町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）は、このような背景を踏まえ、将来にわたって持続可能な行政サービスが提供できるよう総合的に公共施設等を管理するための方針を定めることを目的とし、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省自治財政局財務調査課）」に基づき策定します。

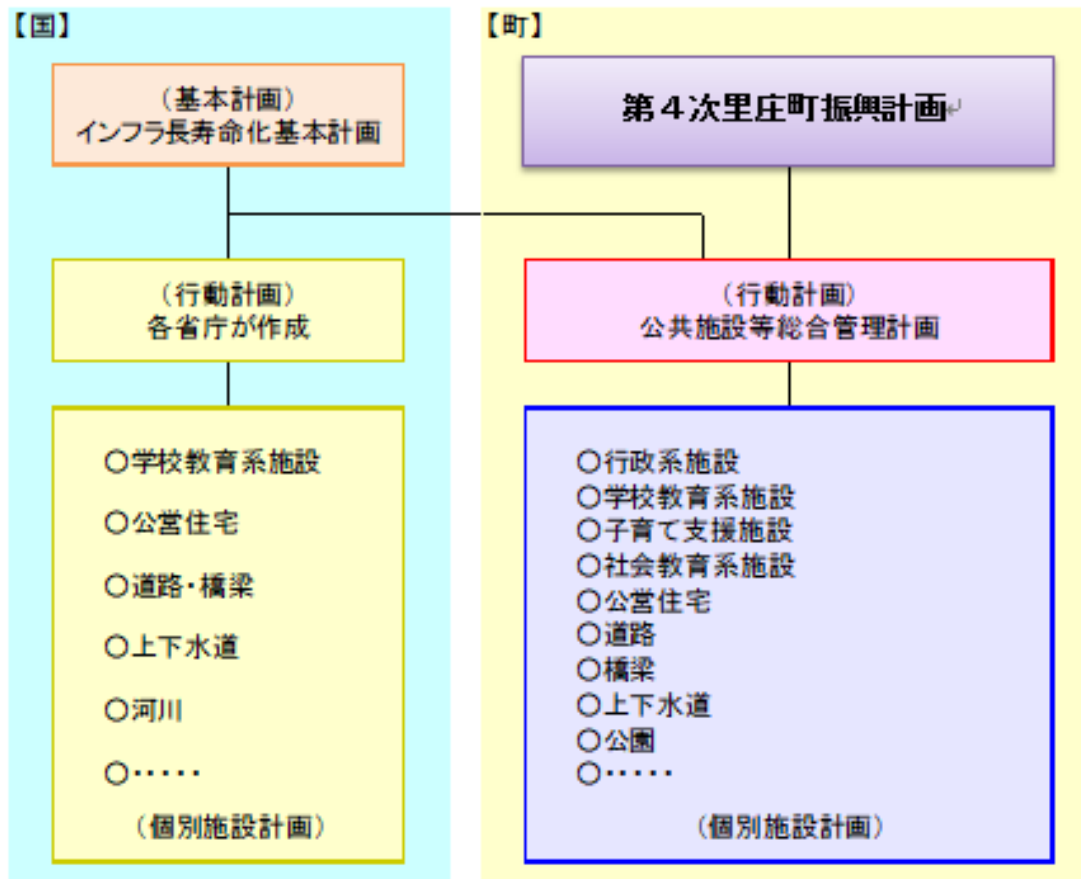
第2節 公共施設等総合管理計画の位置付け

本計画は、まちづくりの最上位計画である「第4次里庄町振興計画」に適合するものであり、本町が保有するすべての公共施設等の管理に関する基本的な方針等を示すもので、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、平成26年4月に地方公共団体に対して策定が要請された「公共施設等総合管理計画」（「インフラ長寿命化計画（行動計画）」）として位置付けます。（図表1）

なお、今後、個別施設ごとの長寿命化計画等を策定する際には、本計画に定める方針等に則して策定するものとし、既に策定済の個別施設計画やこれまでの施設のあり方の検討についても考慮し、本計画との整合が図られるよう必要に応じて適切な見直しを行います。

↓

図表 1: 計画の位置付け



第3節 対象施設及び計画期間

1 対象施設

財政

本計画において対象となる公共施設等は、本町が保有する財産のうち、庁舎・学校・総合文化ホール・図書館・公民館等の「公共施設（建物）」と、道路・橋梁・上下水道等の生活基盤となる「インフラ」で、本町が保有するすべての公共施設等（公営企業を含む）を対象とします。また、本町が構成町となっている一部事務組合の施設については、組合が作成する公共施設等総合管理計画又は個別施設計画等に則り、他の構成市町と協議しながら維持・管理・更新等を進めていきます。

なお、本計画においては総務省が推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」^{※1}において示されている分類を参考とし、公共施設等の施設類型を以下のとおり分類しています。

（図表 2）

図表 2:対象施設及び分類

区分	施設類型	主な施設例
公共施設	文化系施設	公民館、総合文化ホール、老人福祉センター、福祉会館
	社会教育系施設	図書館、歴史民俗資料館、仁科芳雄博士生家
	スポーツ・レクリエーション系施設	つばきの丘運動公園、野球場、武道館、弓道場、テニスコート場 里庄美しい森(平成31年3月31日廃止)
	学校教育系施設	東小学校、西小学校、中学校
	子育て支援施設	東幼稚園、西幼稚園、東小学校学童保育園、西小学校学童保育園
	保健・福祉施設	健康福祉センター、むつみ会館、介護老人保健施設(里見川荘)
	行政系施設	役場
	公営住宅	大原西町営住宅、大奈良町営住宅、林町営住宅、 焼山町営住宅(令和2年3月31日廃止)
	公園	浜中団地中央公園、岩村コミュニティ広場、大東コミュニティ広場
その他	排水機場、町営墓地、林道監視所	
インフラ	道路・橋梁	町道、農道、林道、橋梁
	上水道	管路、配水池、ポンプ場
	下水道	管渠、処理施設
	その他のインフラ	ため池、河川

※1 詳細については、一般財団法人地域総合整備財団のホームページに記載されています。
<http://management.furusato-ppp.jp/?dest=info>

2 計画期間

本計画に係る計画期間については、現在の社会経済情勢の激しい変化等を考慮し、中期的な視点から平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの 10 年間を取り組み期間とします。

第 2 章 公共施設等の現況及び将来の見通し

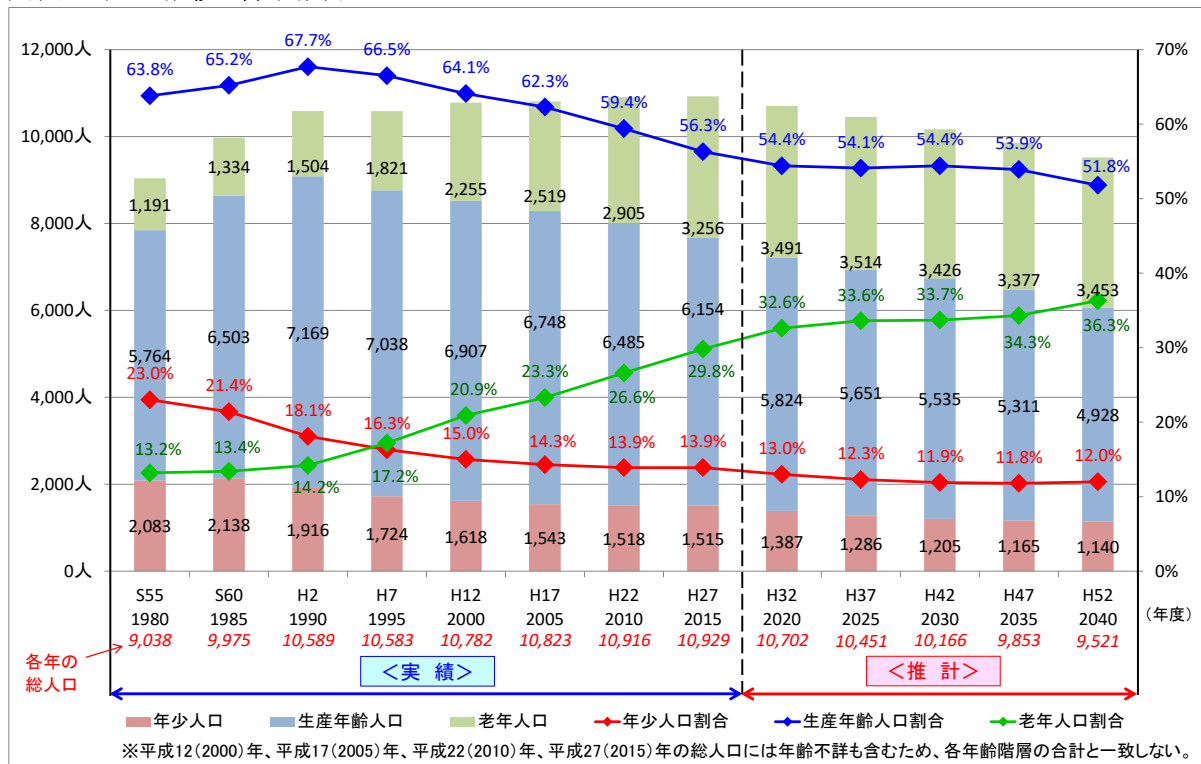
第 1 節 人口推移と将来展望

人口

本町の総人口※2は増加が続いており、平成 27（2015）年は 10,929 人となっています。しかしながら今後の推計値では 5 年以内に減少に転じ、今後、対策を講じなかった場合の総人口は令和 22（平成 52（2040））年には 9,521 人まで減少することが見込まれます。（図表 3）

年齢区分別の人口動態をみると、令和 22（平成 52（2040））年は平成 27（2015）年と比較して、年少人口（0～14 歳）が 1,515 人から 1,140 人に減少し、生産年齢人口（15～64 歳）は 6,154 人から 4,928 人に減少するのに対し、老年人口（65 歳以上）は 3,256 人から 3,453 人に増加するものと見込まれます。老年人口の割合は平成 27（2015）年の 29.8%に対して令和 22（平成 52（2040））年は 36.3%と増加し、将来 3 人に 1 人以上は老年人口となり、高齢化の進行が見込まれます。

図表 3:人口推移と将来推計



※2 平成 27（2015）年までの実績値は各年 10 月 1 日時点の国勢調査人口を示し、令和 2（平成 32（2020））年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計値を示しています。

第2節 財政状況の推移と現状

1 歳入の推移と見通し

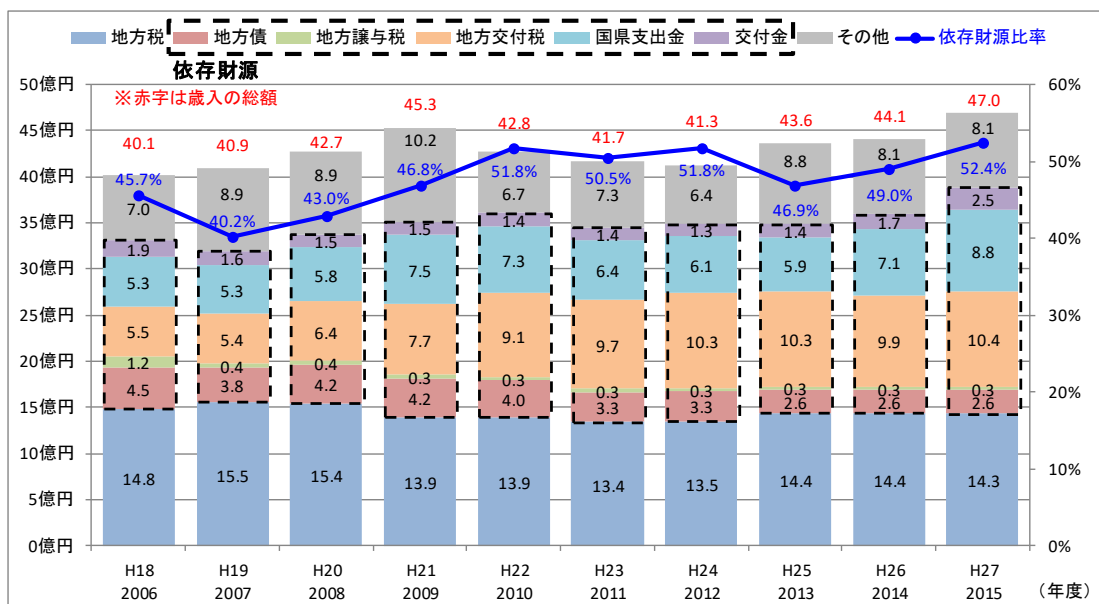
財政

普通会計における過去10年間の歳入総額は、平成18(2006)年度から平成27(2015)年度までおおむね40億円から47億円と40億円台で推移し、平成27(2015)年度が47.0億円と過去10年間で最も高くなっています。(図表4)

依存財源^{※3}の割合は、平成18(2006)年度の45.7%から平成19(2007)年度は40.2%に減少したものの、平成20(2008)年度からは上昇に転じました。平成22(2010)年度から平成24(2012)年度の3年間は51%前後でほぼ横ばいの状態が続き、平成25(2013)年度は46.9%と一旦は減少しましたが、平成26(2014)年度から再び上昇に転じ、平成27(2015)年度は52.4%と過去10年間で最も高くなっています。

また、自主財源^{※4}の多くを占める地方税は、直近の3年間はほぼ横ばいの状態が続いていますが、今後の見通しとしては、生産年齢人口の減少や高齢化に伴い個人税収が減少し、地方交付税を含めた依存財源の割合が上昇していくものと想定されます。

図表4:歳入決算額の推移と内訳



※3 依存財源：国や県から交付される財源や借入金等。(地方交付税、国県支出金、地方債等)

※4 自主財源：自らの権限で得ることができる財源。(地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入等)

普通会計における過去10年間の歳出総額は、平成18(2006)年度の35.8億円から平成21(2009)年度の41.6億円まで上昇が続いたものの、平成22(2010)年度は39.4億円に減少し、平成24(2012)年度まで39億円台とほぼ横ばいの傾向が続きました。平成25(2013)年度からは再び上昇に転じ、平成27(2015)年度は43.4億円と過去10年間で最も高くなっています。(図表5)

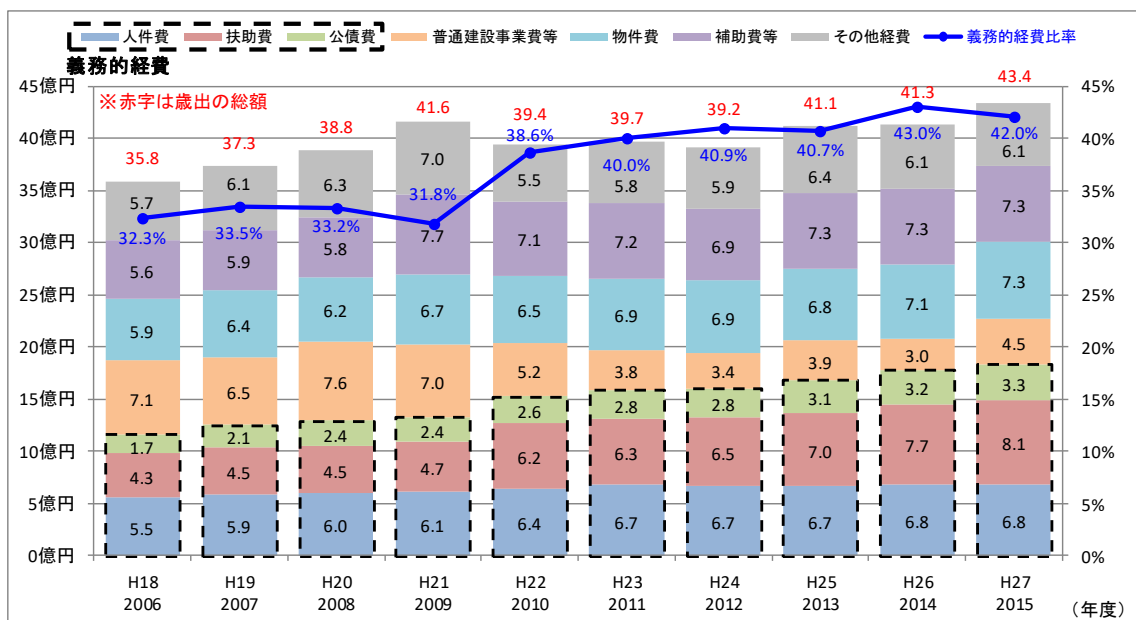
義務的経費^{※5}の割合は、平成18(2006)年度から平成21(2009)年度まで30%台前半で増減していましたが、平成22(2010)年度から平成24(2012)年度まで上昇が続きました。平成25(2013)年度から再び増減を繰り返し、平成27(2015)年度は42.0%と直近の5年間は40%台前半が続いています。

歳出の内訳をみると、扶助費が増加傾向にあり、平成18(2006)年度の4.3億円から平成27(2015)年度の8.1億円と10年間で3.8億円も増加しています。

また、投資的経費^{※6}である普通建設事業費等は、平成18(2006)年度から平成21(2009)年度までは、平成19(2007)年度を除くと7億円台となっていました。平成22(2010)年度は5.2億円と減少しました。平成23(2011)年度から平成26(2014)年度までは3億円台が続きましたが、平成27(2015)年度は4.5億円と上昇しました。

今後の見通しとしては、高齢化の進行等に伴い扶助費がさらに増加し、義務的経費以外に充てられる財源の減少が予想され、今後増大することが見込まれる公共施設やインフラの維持修繕や更新等の財源確保が困難になることが考えられます。

図表 5: 歳出決算額の推移と内訳



※5 義務的経費：職員の人件費や社会保障、福祉等に充てられる扶助費、将来に返済義務がある公債費（借金）等、歳出が義務付けられている経費。

※6 投資的経費：公共施設やインフラ等の将来にわたって利用する資本の形成に充てられる普通建設事業費や、災害復旧に係る各種事業等に充てられる災害復旧事業費等の経費。

第3節 公共施設等の現況と課題

1 公共施設の保有状況及び年度別整備状況

施設

(1) 公共施設の保有状況

本町が保有する公共施設は、延床面積の合計が 4.1 万㎡となっています。(図表 6)
内訳をみると、学校教育系施設が 1.7 万㎡(40.9%)、文化系施設が 0.9 万㎡(22.8%)と、延床面積全体の約 6 割以上を占めています。

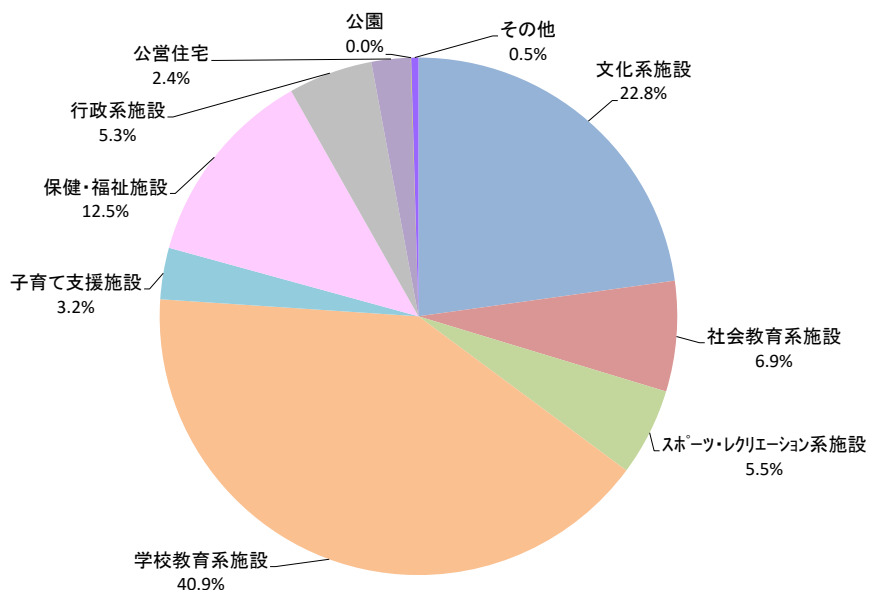
また、施設数では、文化系施設が 7 施設と最も多くの施設を保有しています。

図表 6: 公共施設の用途別保有状況

用途	施設数	建物数	延床面積 (㎡)	比率
文化系施設	7	7	9,360.3	22.8%
社会教育系施設	3	7	2,831.1	6.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	6	16	2,242.6	5.5%
学校教育系施設	3	42	16,790.0	40.9%
子育て支援施設	4	7	1,321.0	3.2%
保健・福祉施設	3	5	5,150.9	12.5%
行政系施設	1	2	2,161.4	5.3%
公営住宅	4	16	1,004.8	2.4%
公園	2	2	9.7	0.0%
その他	4	6	185.2	0.5%
総計	37	110	41,056.9	100.0%

(比率：面積比)

※上水道の施設として、6 施設、建物 6 棟を保有しています。



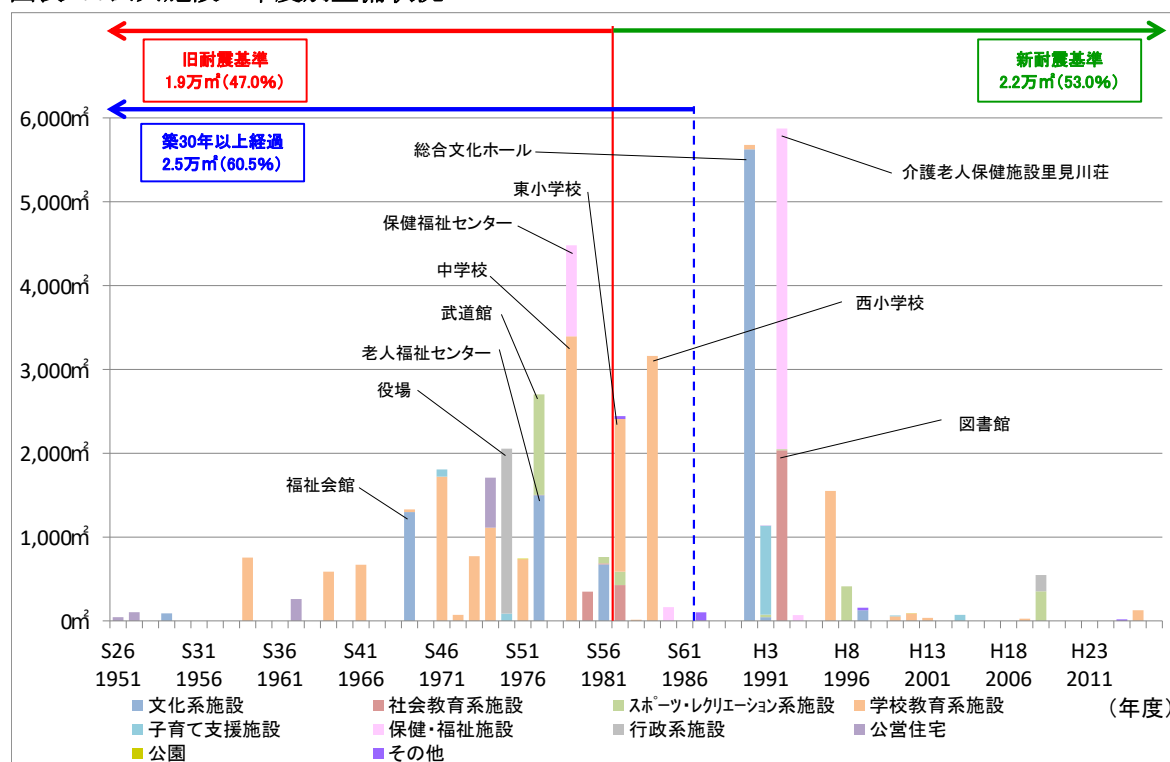
(2) 公共施設の年度別整備状況

本町の公共施設の年度別の整備状況をみると、築30年以上を経過した施設が2.5万㎡（延床面積全体の60.5%）を占めています。（図表7）

人口が1万人から3万人未満の自治体における築30年以上の公共施設の延床面積の割合※7が平均35.9%となっていることから、本町の公共施設は同一人口規模の他の自治体と比較して、老朽化が進行しているといえます。

また、築30年以上の割合が最も多い施設類型は公営住宅で、すべての建物が築30年以上を経過しています。次に多い施設類型は行政系施設の91.0%となっています。（図表8）

図表7: 公共施設の年度別整備状況



図表8: 施設類型ごとの築30年以上の公共施設保有状況

施設類型	築30年以上の延床面積(㎡)	築30年以上の割合
文化系施設	3,561.6	38.1%
社会教育系施設	795.0	28.1%
スポーツ・レクリエーション系施設	1,433.9	63.9%
学校教育系施設	14,852.0	88.5%
子育て支援施設	174.0	13.2%
保健・福祉施設	1,250.8	24.3%
行政系施設	1,967.0	91.0%
公営住宅	1,004.8	100.0%
公園	6.5	67.1%
その他	34.0	18.4%

※7 総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」を引用しています。
<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

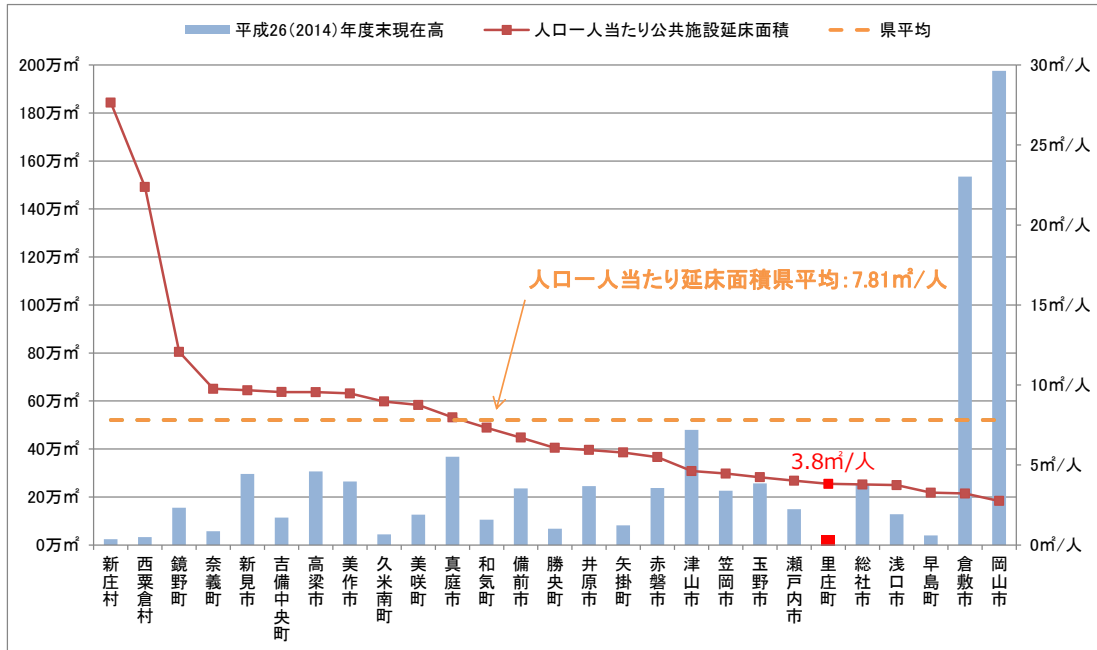
2 公共施設の保有量比較

施設

人口

公共施設の延床面積^{※8}を岡山県内の他の自治体と比較すると、本町の保有量は県内で4番目に少なく、人口一人当たり延床面積^{※9}も3.8 m²/人と、県内で6番目に少なくなっています。(図表 9)

図表 9: 岡山県内の公共施設の延床面積と人口一人当たり延床面積の比較



3 インフラの保有状況及び年度別整備状況

インフラ

インフラは、生活及び産業の基盤となる施設であり、生活や地域経済活動を支える欠かせない施設です。平成 28 (2016) 年 3 月末時点の主なインフラの保有状況及び年度別整備状況は次のとおりとなっています。

(1) 道路(町道、林道)

本町が保有する道路の延長は、町道が 191,327m、林道が 5,241mとなっています。(図表 10)

※8 総務省「公共施設状況調経年比較表」を引用しています。
<http://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/index.html>

※9 総務省「公共施設状況調経年比較表」及び平成 27 (2015) 年 10 月 1 日時点の国勢調査人口から算出しています。

図表 10:道路(町道、林道)の保有状況

種類	項目	数量
1級(幹線)町道	実延長	11,646m
2級(幹線)町道	実延長	574m
その他の町道	実延長	179,107m
林道	延長	5,241m

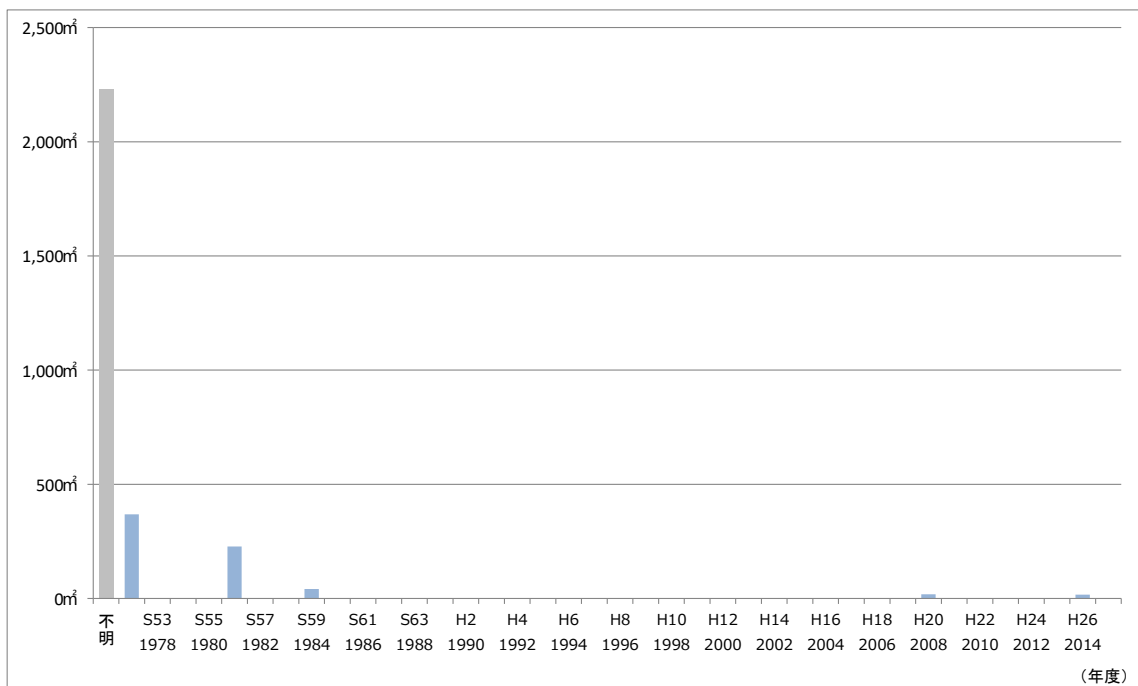
(2) 橋梁

本町の橋梁は、延長 681.1m、総面積 2,901.3 m²となっています。(図表 11)
すべての橋梁に対して、5年に1度の点検を実施しています。

図表 11:橋梁の保有状況

種類	項目	数量
橋梁	延長	681.1m
	面積	2,901.3m ²

図表 12:橋梁の年度別整備状況



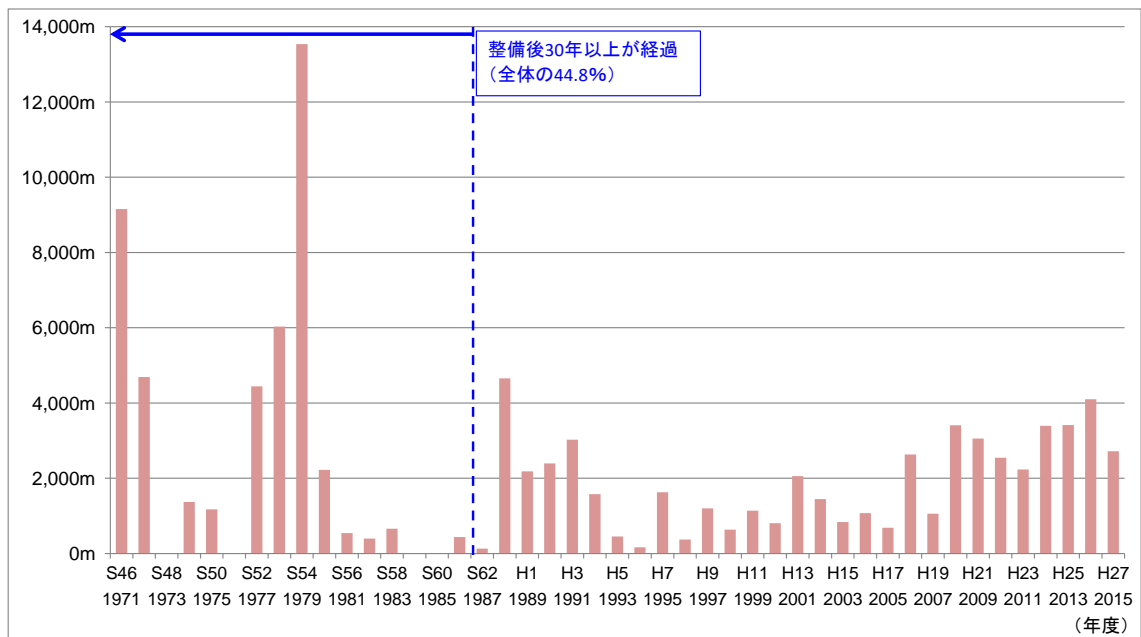
(3) 上水道

本町の上水道の管路の延長は99,712.7mで、建物は6棟保有しています。(図表 13)
 築30年以上を経過した管路が全体の44.8%となっています。(図表 14)

図表 13: 上水道施設の保有状況

種類	項目	数量
管路	延長	99,712.7m
建物	棟数	6棟

図表 14: 上水道(管路)の年度別整備状況



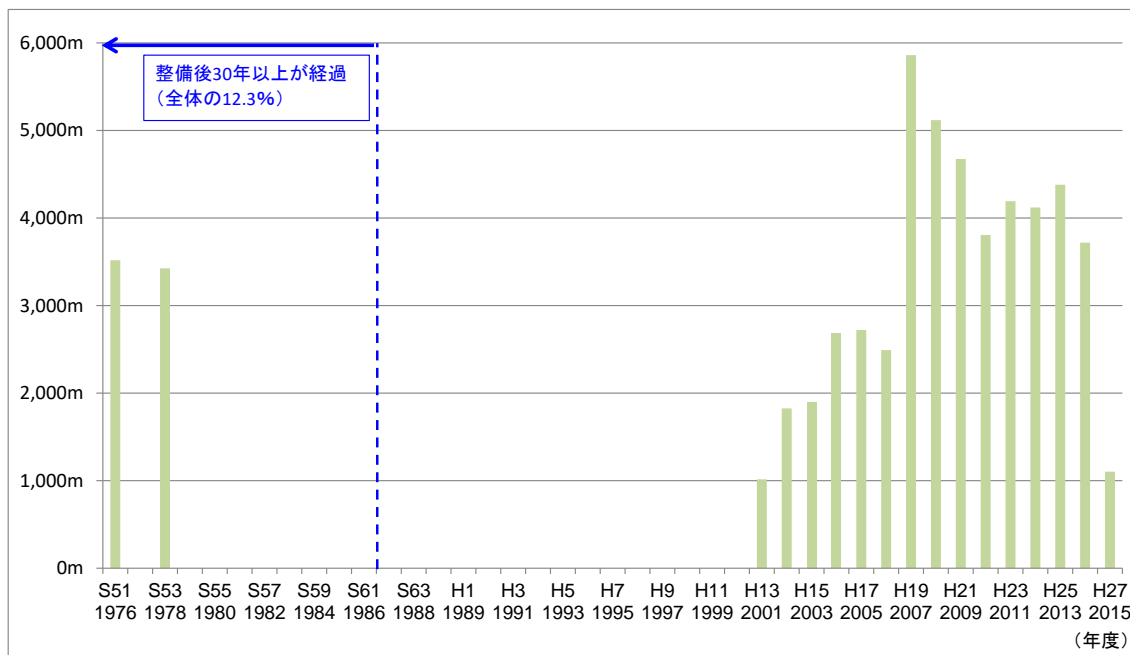
(4) 下水道

本町の下水道の管渠の延長は 56,553.6m で（図表 15）、築 30 年以上を経過した管渠が全体の 12.3% となっています。（図表 16）

図表 15: 下水道施設の保有状況

種類	項目	数量
管渠	延長	56,553.6m

図表 16: 下水道(管渠)の年度別整備状況



(5) その他

その他のインフラとしてため池を 95 箇所、河川を 1 本保有しています。

(6) 有形固定資産減価償却率

- ・平成28年度 61.9%
- ・平成29年度 65.0%
- ・平成30年度 67.0%
- ・令和元年度 69.1%
- ・令和2年度 69.9%
- ・令和3年度 68.0%



公共施設等の更新費の推計

本町が保有する公共施設等と同様の規模を将来にわたって維持、更新し続けた場合の更新費の推計を行います。

公共施設等の将来更新費を推計するに当たっては、「公共施設等更新費用試算ソフト」を使用し、後述する想定で試算しています。

1 公共施設の更新費

財政

施設

(1) 更新費推計の方法

本町が保有する公共施設について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に一定の更新単価を乗じることにより、更新費を推計しています。

推計は、過去の大規模改修の実施状況を反映して試算することができないため、過去の実施状況は考慮していません。

【耐用年数・更新の考え方】

- ・公共施設等の建物については、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による60年を採用することとする。
- ・建物の耐用年数は60年と仮定するが、建物附属設備(電気設備、昇降機設備等)および配管の耐用年数が概ね15年であることから、2回目の改修である建設後30年で建物の大規模改修を行い、その後30年で建替えると仮定する。
- ・大規模改修費については築30年を経過した年から2年間で均等に歳出し、建替え費については築60年を経過した年から3年間で均等に歳出すと仮定する。
- ・試算の時点で、建設時から築31年以上50年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、築51年を経過している施設については建替えの時期が近いと見做し、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定する。

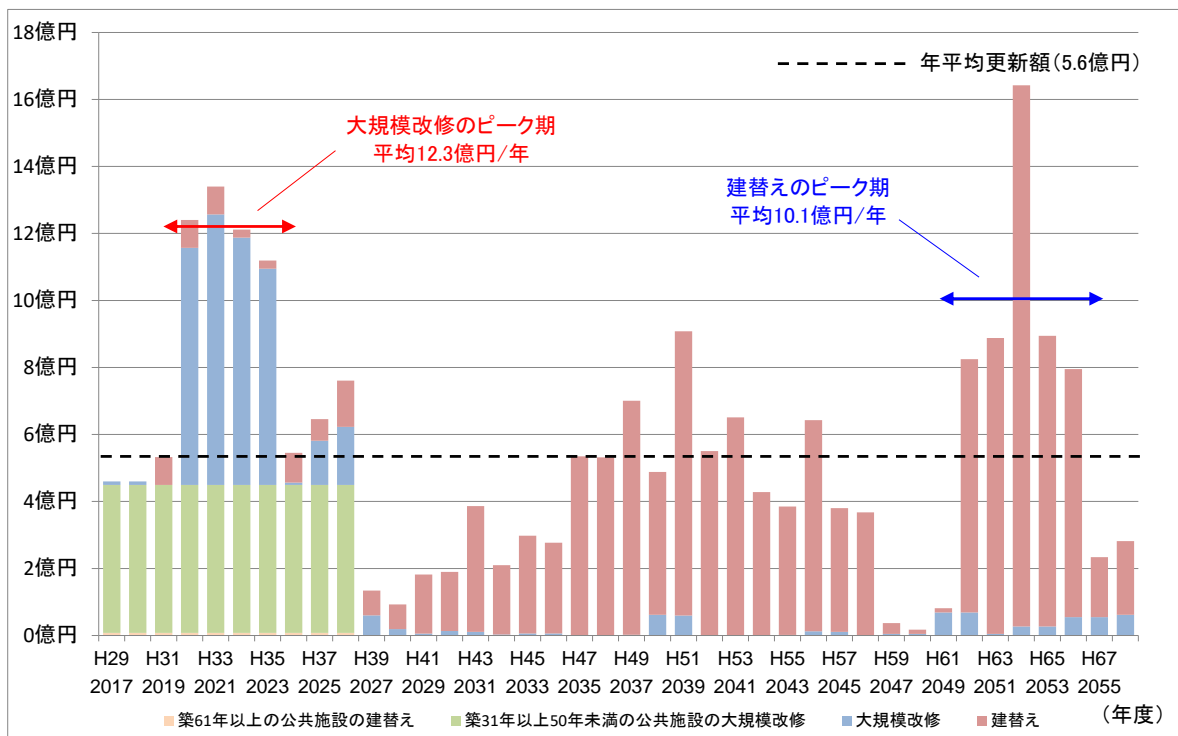
(一般財団法人 自治総合センター 「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」より)

(2) 公共施設の将来更新費の状況

推計条件に基づく試算の結果、本町の今後40年間の公共施設の将来更新費は、既存の公共施設をすべて保存し続けた場合において、大規模改修及び建替えに必要な更新費は、総額223.5億円で、平均5.6億円/年と試算されました。

令和2（平成32（2020））年度から令和5（平成35（2023））年度までが既存施設の大規模改修のピーク期で、平均12.3億円/年の費用が見込まれています。また、令和32（平成62（2050））年度から令和36（平成66（2054））年度までが既存施設の建替えのピーク期で、平均10.1億円/年の費用が見込まれています。（図表17）

図表 17: 今後40年間の公共施設の将来更新費の推計



【試算方法】 P13 の「耐用年数・更新の考え方」に基づき、公共施設等更新費用試算ソフトにより試算

2 インフラの更新費

財政

インフラ

(1) 更新費推計の方法

道路、橋梁、上水道、下水道について、更新年数経過後に現在と同様の面積や延長で更新すると仮定し、数量に一定の更新単価（公共施設等更新費用試算ソフトの更新単価を使用）を乗じることにより、更新費を推計しています。

【耐用年数・更新の考え方】

・各インフラの更新年数については、以下のとおり設定した。（「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 28 年版）」より）

1. 道路（舗装）の更新頻度（耐用年数）は、法定耐用年数（10 年）、舗装の一般的な供用寿命（12～20 年）を踏まえ、15 年とする。
2. 橋梁は法定耐用年数を基に 60 年とする。
3. 上水道は法定耐用年数を基に 40 年とする。
4. 下水道は法定耐用年数を基に 50 年とする。

・更新年数で、同規模を更新するものとし、更新総額を更新年数で除したものを 1 年間の更新費用とする。

・既に更新年数を経過しているインフラについては、積み残しを処理する期間を 5 年間で仮定する。

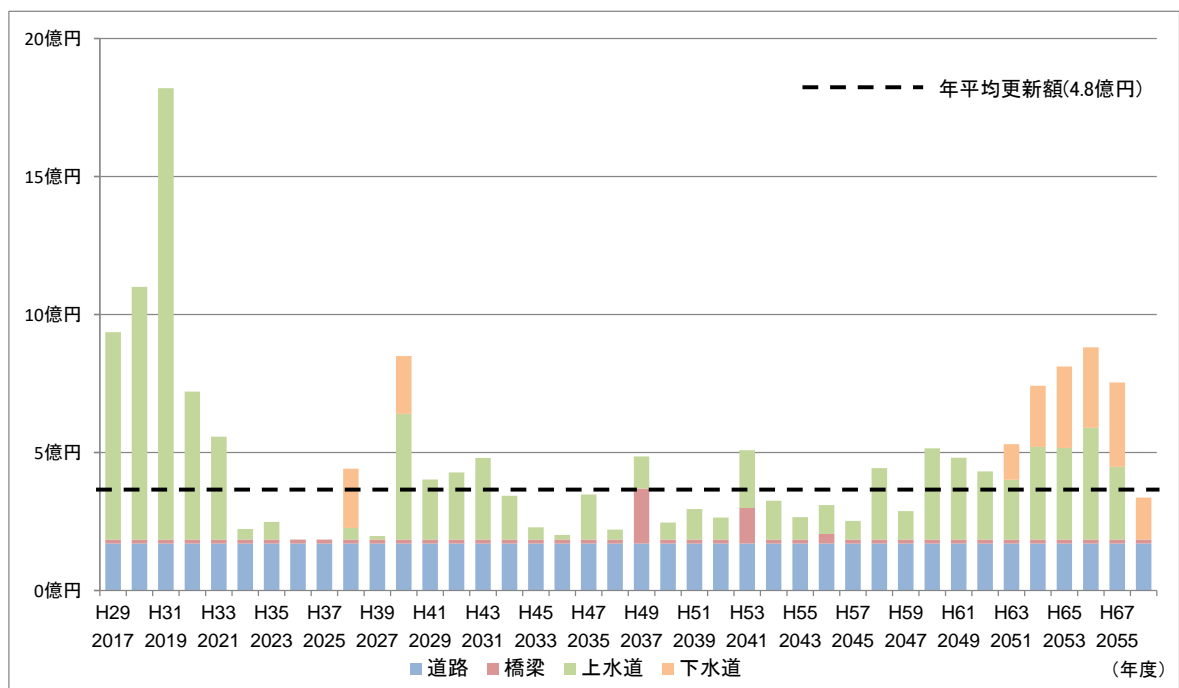
・上水道及び下水道の建物については、公共施設と同様の考え方で試算する。

(2) インフラの将来更新費の状況

推計条件に基づく試算の結果、本町の今後 40 年間のインフラの将来更新費は、すべての施設を保存し続けた場合において合計 192.8 億円で、平均 4.8 億円/年と試算されました。（図表 18）

道路や橋梁等のインフラについては、生活の利便性や安心・安全に深く関わる施設であることから、長寿命化等の取り組みによって、更新費を抑制するとともに、更新時期の調整等によって単年度更新費の平準化を図ることで、適切な維持管理に努めていく必要があります。

図表 18: 今後 40 年間のインフラの将来更新費の推計



【試算方法】上記の「耐用年数・更新の考え方」を基に、公共施設等更新費用試算ソフトにより試算

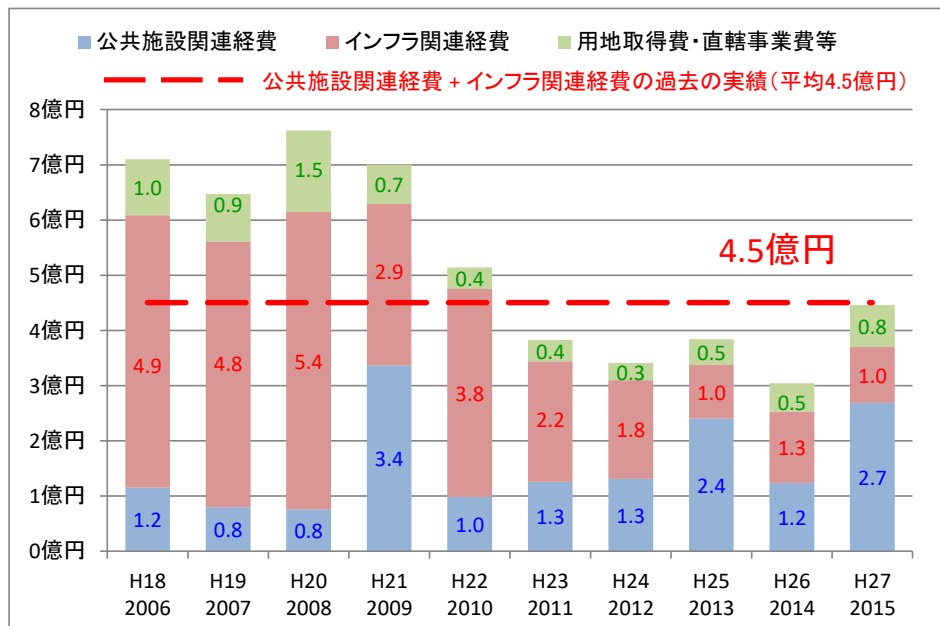
(1) 公共施設関連及びインフラ関連経費の推移

本町の平成 18（2006）年度からの普通建設事業費は平均 5.2 億円/年で、そのうち公共施設関連^{※10}及びインフラ関連^{※11}の整備費は 4.5 億円/年で推移してきました。

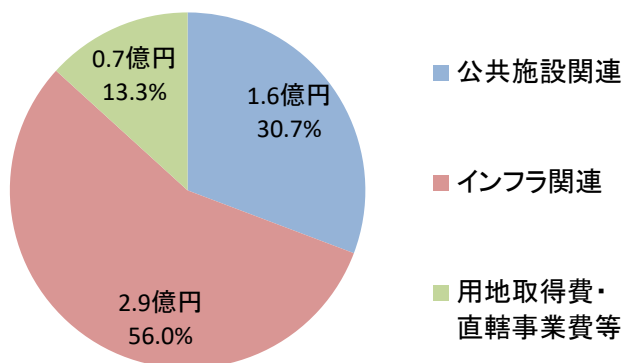
（図表 19）

普通建設事業費の内訳をみると、公共施設関連が平均 30.7%、インフラ関連が平均 56.0%、用地取得費・直轄事業費等が平均 13.3%となっています。（図表 20）

図表 19:公共施設関連経費、インフラ関連経費の実績



図表 20:過去 10 年間の普通建設事業費の平均の内訳



※10 公共施設整備費は、普通建設事業費のうち「総務費、民生費、労働費、商工費、衛生費、土木費のうち住宅費、消防費、教育費」の合計から算出しています。

※11 インフラ整備費は、普通建設事業費のうち「農林水産業費、土木費（住宅費を除く）」の合計から算出しています。

(2) 財政見通しと将来更新費の比較

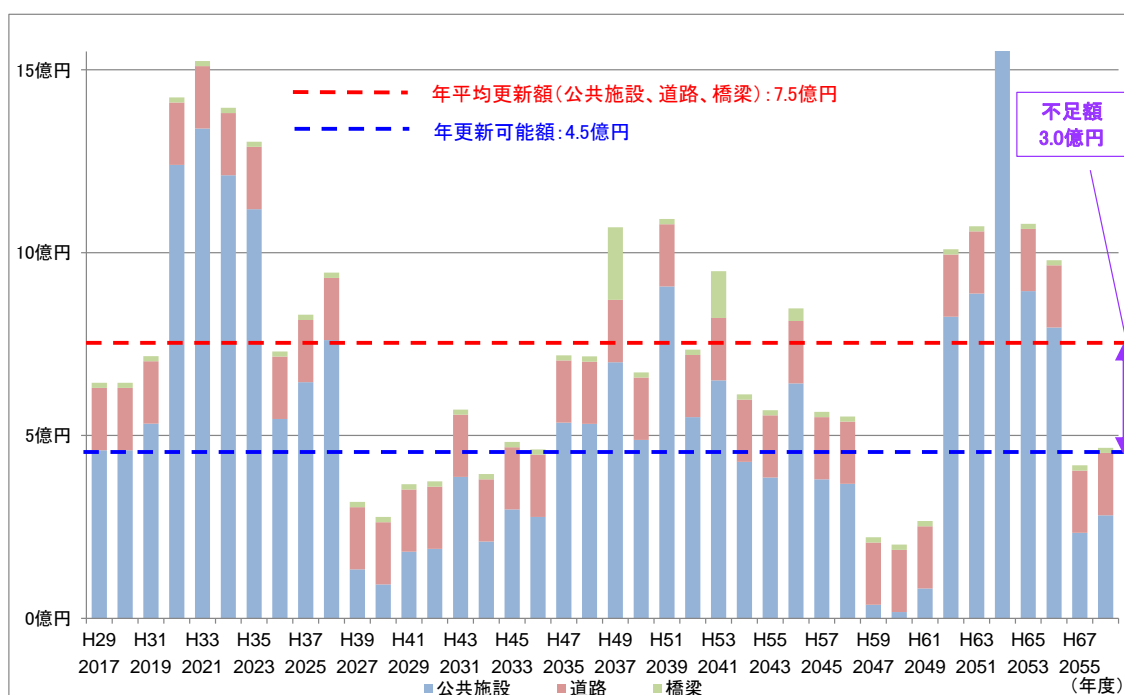
今後 40 年間の公共施設等の将来更新費の推計から、既存の公共施設とインフラ（道路・橋梁）をすべて保有し続けた場合において、公共施設の大規模改修及び建替えと、企業会計の上水道と下水道を除くインフラの整備費の総額は 300.4 億円で、平均 7.5 億円/年と試算されました。（図表 21）

一方、今後歳入の大幅な増加は見込まれないため、直近の 10 年間の普通建設事業費の 4.5 億円/年を更新可能額とした場合、平均で 3.0 億円/年の更新費が不足するものと見込まれます。このまま施設を維持し続けた場合の単純計算によると、1 年間で大規模改修及び建替えの必要な施設の 6 割程度しか更新できないものと見込まれます。（図表 22）

図表 21: 公共施設、インフラの将来更新費の推計

資産の種類		2056年度(平成68年度)までの更新費 (単位:億円)			
		総額	年平均	上下水道資産以外	
				総額	年平均
公共施設	大規模改修	83.0	2.1	83.0	2.1
	建替え	140.5	3.5	140.5	3.5
	合計	223.5	5.6	223.5	5.6
インフラ	道路	68.1	1.7	68.1	1.7
	橋梁	8.9	0.2	8.9	0.2
	上水道	97.6	2.4		
	下水道	18.2	0.5		
	合計	192.8	4.8	77.0	1.9
合計		416.2	10.4	300.4	7.5

図表 22: 公共施設、インフラの将来更新費の推計と更新可能額



第4節 現状と課題に関する認識

本町の人口は、今後 25 年間で 10%以上減少することが見込まれており、人口規模で適正な保有量を相対的に見れば、今後 25 年で公共施設等も 10%以上減少させる必要があるといえます。

今までは本町の人口は横ばいの状況が続いていたものの、今後はすべての世代で減少していくと同時に、少子高齢化が見込まれています。公共施設等は鉄筋コンクリート造や鉄骨造等の非木造建築が多く、平均使用年数は 50 年程度と長期に渡るため、現在の人口構成に即して公共施設等を適正配置したとしても人口構成が変化する将来においては利用ニーズがあわず、需要と供給のバランスが取れなくなるものと想定されます。

さらに、人口減少に伴い財政規模も小さくなると、公共施設等に充当できる予算は少なくなり、施設の維持が困難となります。

また、建設事業の中でも、特に町民の生活に直結する道路や橋梁、上下水道等のインフラを優先して修繕や更新、整備する必要があることから、公共施設に投入できる費用の割合はさらに減少せざるを得ない状況となります。

本町が将来世代にとって魅力ある町となるためには、将来の財源の見込みや、地域別の人口状況等も考慮し、公共施設等を適正な規模で適切に管理していく必要があります。



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

第1節 公共施設等のマネジメントの考え方について

1 公共施設等のマネジメントの視点

公共施設等の整備について、これまでは公共施設等（建物）が存在することが公共サービスであると考えられていました。今後、人口減少や少子高齢化が進み、住民の施設に対するニーズが変化していく中、予測される厳しい財政状況を踏まえると、新たな公共施設等の建設が困難な状況にあるため、“建物”ではなく、“機能”という提供するサービスが住民のニーズに即しているか、過不足があるかということを長期的な視点で見極めたうえで、公共施設等を整備する必要があります。

現状のままでは、施設の維持管理における住民の負担や町の財政負担が増加することとなり、現有する施設を有効活用するに当たっては、利用率の低下した施設の集約や機能の統合、他の施設との複合化等、柔軟な発想で公共施設等のマネジメントを行い、地域活力の維持・向上を図り、公共施設等を良好な状態で将来世代に継承する必要があります。

2 数値目標

今後、公共施設等のマネジメントに取り組むに当たり、成果や進捗状況を把握することや住民との課題意識を共有するために施設保有量の縮減目標を設定します。

現有のすべての施設をこれまでと同様に更新することは困難であり、限られた財源の中で、どのように公共施設等を維持管理し続けられるかを検討していく必要があります。

財源確保への取り組みや長寿命化による更新費用の平準化、維持管理経費の縮減や運営の見直し等、様々な取り組みも必要となります。

施設の保有量については、人口の推計や財政状況等を踏まえ、長期的な目標として30年間で延床面積を10%縮減することを目標とします。

一方で、今後個別施設のあり方を検討し、各々の施設の方向性を決定していく必要があることから、直ちに保有量の縮減を行うことは困難であるため、短期的な目標として、施設の現状を考慮し10年間で2%程度の縮減を目標値として設定します。

ただし、数値目標は計画の見直し時や社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。

【目標数値】（令和8年までの10年間）

- ・施設保有量 約2%減（約800㎡減）
- ・更新費用 公共施設：約2%減（約4億円減）
インフラ施設：約2%減（約2億円減）

3 公共施設等のマネジメントの基本方針

公共施設等は、住民へのサービス提供の場であり、生活を支える基盤でもあります。また、住民生活にも深く関わりがあり、重要な資産といえます。しかし、本町の現状や課題分析の結果を踏まえると、これまでどおり安全で有効な施設を維持し続けることは、大幅な財政状況の好転が見込めない限り困難であるということが明らかになりました。

今後は、人口減少や住民ニーズにあわせた施設の保有量の適正化を図り、更新や維持管理に係るコストの縮減や平準化を行うため、以下に掲げる基本方針により、必要となる取り組みや対策を実施します。

【基本方針 1】総量縮減の推進

人口減少や財政状況を踏まえ、既存施設を有効活用することにより新たな整備を抑制しながら必要なサービス水準を確保します。また、周辺施設との機能集約や複合化、廃止により施設総量の縮減を推進します。

【基本方針 2】既存施設の保全（点検・診断、長寿命化）

今後も活用していく公共施設等については、定期的な点検・診断を行い、計画的な維持・修繕を実施し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安全・安心なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減、平準化を図ります。

【基本方針 3】多様な主体による施設サービスの提供

民間企業等の持つノウハウや資金を導入し、施設整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

また、民間施設の活用や周辺自治体との広域連携等も検討し、町内の公共施設に頼らない公共サービスの提供を推進します。

【基本方針 4】地方創生への施設の活用

本町の魅力を高め、住みやすさ、やさしさが実感できるまち里庄を実現するため、子育て支援による定住促進等といった地方創生に向けた施策に対して、町有施設の有効活用に努めます。

【基本方針 5】将来的な住民ニーズへの対応

現在の住民ニーズを満たすことに加え、人口減少、少子高齢化が進む中で、将来的な住民ニーズの予測や政策の適合性を踏まえ、長期的な施設の方向性を検討します。

4 公共施設等のマネジメントの推進方針

【推進方針 1】総量縮減の推進

(1) 公共施設

- ・利用率及び必要性の低い施設については、他の施設との統合や、利用ニーズの高い機能に転用する等、保有総量の適正化に取り組みます。
- ・既存施設が耐用年数を迎えた場合には、原則他の施設への統合や複合化、廃止を検討し、住民サービスを維持するために他の手段が無く、その施設が将来にわたって必要不可欠であると判断した場合のみ、施設の新設、更新を行います。
- ・施設の新設、更新に当たっては、既存施設を最大限活用することを原則とし、整備の抑制を図ります。また、施設の保有量に配慮するとともに、費用対効果を考慮して整備します。
- ・耐震性が無い等、危険度の高い施設については、利用率及び必要性が高い場合を除き、利用者の安全確保の観点から原則として統廃合等により除却することを検討します。
- ・役場を中心とした都市拠点等の形成を図り、人口減少・少子高齢化時代の到来に対応し、高齢者、子育て世帯等あらゆる世代の人にとって生活の利便性が高まるように、アクセス機能を高め、行政施設や文化施設、福祉施設等の機能強化・集約化を目指し、コンパクトシティとして町の顔づくりに努めます。

(2) インフラ

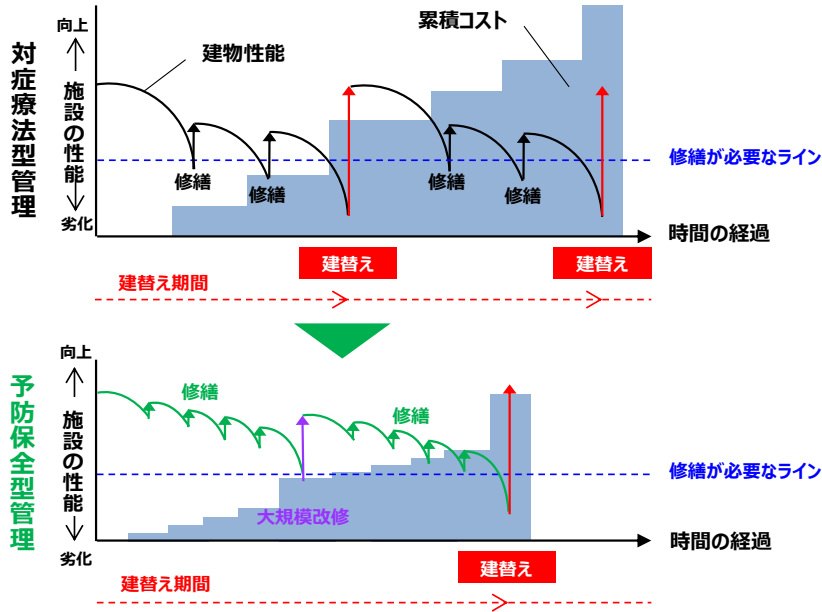
- ・道路や橋梁等のインフラは公共施設のような複合化や集約化等が難しいことから、整備に当たっては、住民ニーズを的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的な視点から真に必要な整備を計画的に行います。
- ・人口減少により、今後人口密度が低下し、施設サービスの効率低下が予測されることから、将来の立地適正化を見据えた計画的なインフラ整備を行います。

【推進方針 2】既存施設の保全（点検・診断、維持管理、長寿命化）

(1) 公共施設

- ・これまでも実施してきた日常点検や定期点検、法定点検を確実に実施するとともに今後は、国が整備したガイドブック（建築物点検マニュアル）等を参考に施設管理者による定期的な目視点検や劣化状況の把握を確実にを行い、情報を蓄積します。
- ・これまでの不具合が顕在化してから対応する対症療法型の管理から、施設の劣化が進行する前に計画的な維持管理を行う予防保全型の管理を行うことで、施設の長寿命化を図り、施設に係るトータルコストを縮減します。（図表 23）
- ・耐震性が無い等、危険度の高い施設であっても、利用率及び必要性が高い施設については、施設利用者の安全の確保に努めます。

図表 23: 対症療法型管理と予防保全型管理の施設性能及び累積コストの比較図



※長寿命化対策を反映した場合の10年間の取り組みで、公共施設4億円減(2%減)、インフラ施設(上水道・下水道除く)2億円減(2%減)を見込んでいる。

(2) インフラ

- ・日々の点検に加え、国の指針やマニュアル等に基づくストック点検や劣化診断等の実態把握に取り組みます。
- ・道路、橋梁、上下水道といった施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- ・インフラは、住民生活を支える社会的基盤施設であり利用者の安全性が確保される必要があることから、点検や診断結果に基づき、劣化箇所の早期修繕に努めます。

【推進方針3】多様な主体による施設サービスの提供

(1) 公共施設

- ・官民の役割分担を明確にし、PPP^{※12}/PFI^{※13}等の手法も検討し、施設整備や管理に民間活力の導入を推進します。
- ・引き続き指定管理者制度の活用を推進します。

(2) インフラ

- ・良質なサービスの提供が行えるよう、広域的な利用が見込まれるインフラについては、国や県、周辺自治体との連携による共同利用や事務の効率化を検討します。

※12 Public Private Partnership の略
 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。(総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より)

※13 Private Finance Initiative の略
 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。(総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より)

【推進方針 4】 地方創生への施設の活用

(1) 公共施設、インフラ

- ・ 公共施設等の再編や改築等を実施する際は、エリアマネジメントによる公共・民間施設の総合的な活用を検討し、地域全体の活性化に寄与する施設配置を検討します。

【推進方針 5】 将来的な住民ニーズへの対応

(1) 公共施設、インフラ

- ・ 各地域の将来的な人口構成等を加味し、町全体はもとより、各地域ごとにおいても将来世代が困ることのない適正な公共施設等の配置を検討します。

(2) ユニバーサルデザイン化

- ・ 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新を行う際には、利用者のニーズや状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。



第2節 計画を実現するための方策

1 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有の方策

本計画の実施に当たっては、「第5次里庄町振興計画」を前提とするとともに、計画の推進に当たっては、施設を横断的に管理し、効率的に維持管理していくことを目的として、全庁的な取り組み体制を構築します。

また、公共施設等のマネジメントを効果的・効率的に推進するためには、施設の所管課との連携を図り、公共施設等の全庁的な情報共有の仕組みを検討します。

2 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築及び職員の意識改革

施設を管理する技術職員の確保や育成を行うとともに、限られた予算や人材で施設のマネジメントを行っていくために、周辺自治体や民間事業者との技術職員の連携等を検討します。

また、全庁的に計画を推進していくためには、公共施設等の現状や計画策定の意義等を職員が十分に理解し、施設総量縮減の必要性を認識するとともに、これまでの対症療法的な維持管理から経営的視点にたった計画的な維持管理への方向転換を行い、社会経済状況や住民ニーズの変化に対応していく必要があります。

そのためには、職員一人ひとりが意識を持って施設のマネジメントに取り組んでいく必要があります。公共施設やインフラの現状を十分に理解し、町民サービスの向上のため、自らが創意工夫を実践していくことが重要と捉え、職員の意識の向上に努めます。

3 運営の最適化・効率化(コスト縮減)の推進

安全・安心な公共施設等を将来世代へ継承するため、次のとおり運営の最適化・効率化を推進し、限られた財源を有効活用しながら適切な維持管理や修繕、更新等を行い、将来世代への負担の先送りとならないように留意します。

(1) 長寿命化の推進

従来型の対症療法的な考え方から脱却し、予防保全の視点を重視するため、計画的な維持管理等を行うことで、維持管理コストの平準化を図っていきます。

(2) 維持管理の最適化

PPP/PFIによる民間資本や経営ノウハウの活用、周辺自治体との広域連携を検討し、効率的で効果的な施設運営、維持管理コストの縮減を図るとともに、省エネルギー化への取り組みを実施し光熱水道費の縮減を行います。

また、公共施設等の運営については、指定管理者制度の導入や業務の外部委託等により、サービス維持と歳出削減が可能な手法を検討します

(3) 財源の確保に向けた取り組み

公共施設等の維持管理コストは、利用者からの使用料や税収等によって賄っていることから、公平性を踏まえ、利用者に応分の負担をしていただく受益者負担の原則に基づき、適切な利用者負担となるよう使用料の見直しを検討します。

(4) 保有する財産(未利用資産)の活用

用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を検討し、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減を行う。

(5) 地方公会計(固定資産台帳)の活用

地方公会計の情報は、公共施設マネジメントの推進の前提となるものであるため、売却可能資産の抽出等の適切な活用を検討する。

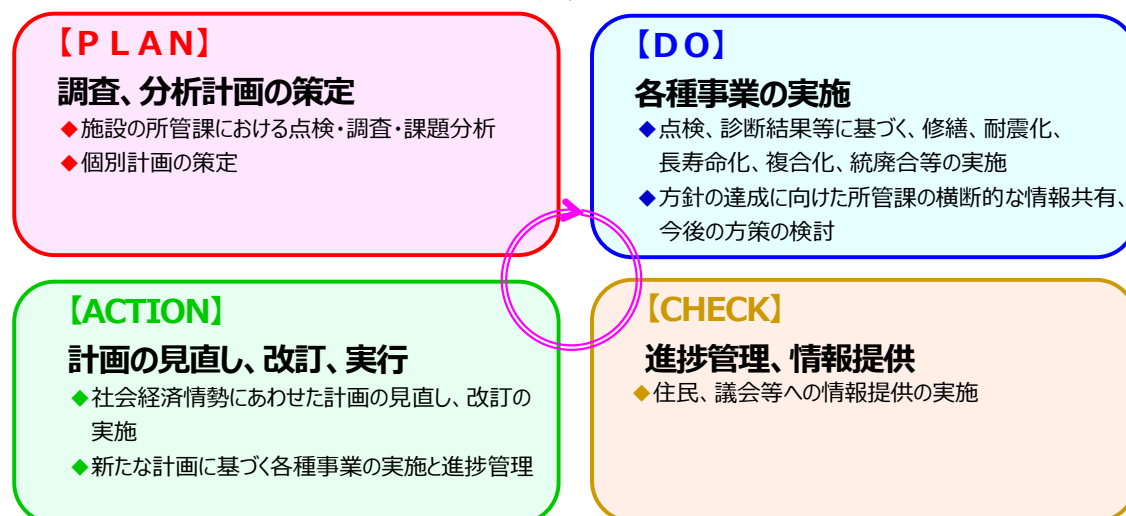
(6) 脱炭素化の推進

地球温暖化対策計画(令和3(2021)年10月22日閣議決定)に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10(1998)年法律第117号)第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画(同法第21条第2項に掲げる事項について定める計画)の内容を踏まえ、公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入など計画的な改修等による脱炭素化に取り組む。

4 フォローアップの実施方針

本計画は、PDCAサイクルにより適切な進行管理を行うとともに、本町を取り巻く環境の変化へ柔軟に対応するためにフォローアップを行い、必要に応じて随時計画の見直しを行っていきます。(図表 24)

図表 24:PDCA サイクルによる計画の推進や見直しのイメージ



5 個別施設計画の策定

本計画は、10年後を目標とした公共施設等のあり方を定めるもので、必要に応じて個別施設計画を策定するとともに、既に策定されている個別施設計画や、これまでの施設のあり方の検討等についても考慮し、本計画との整合性が図られるよう、必要に応じて適宜見直しを行い、それぞれの施設の特性に応じた計画的な維持管理等を図ります。

6 これまでの方策の実績

施設の廃止

- (1) 里庄美しい森 (438.7 m²) を平成 31 年 31 日に廃止し、更新費用 146,637 千円が削減できた。(令和 3 年 3 月 31 日時点で施設の取り壊しは、未実施)

- (2) 焼山町営住宅 (88.7 m²) を令和 2 年 3 月 31 日に廃止し、更新費用 39,929 千円が削減できた。

※計画の一部改訂のため、上記の廃止施設の面積・更新費用の減額は計画には反映していません。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を基に、特性に応じた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を設定します。

第1節 公共施設の管理に関する基本的な方針

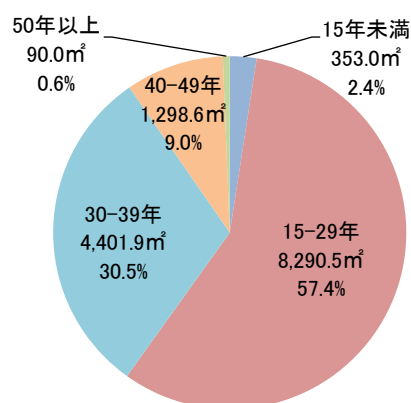
1 文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設

本町の文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設は、16施設、建物30棟を保有し、延床面積の合計は14,434.0㎡で、町全体の35.2%を占めています。

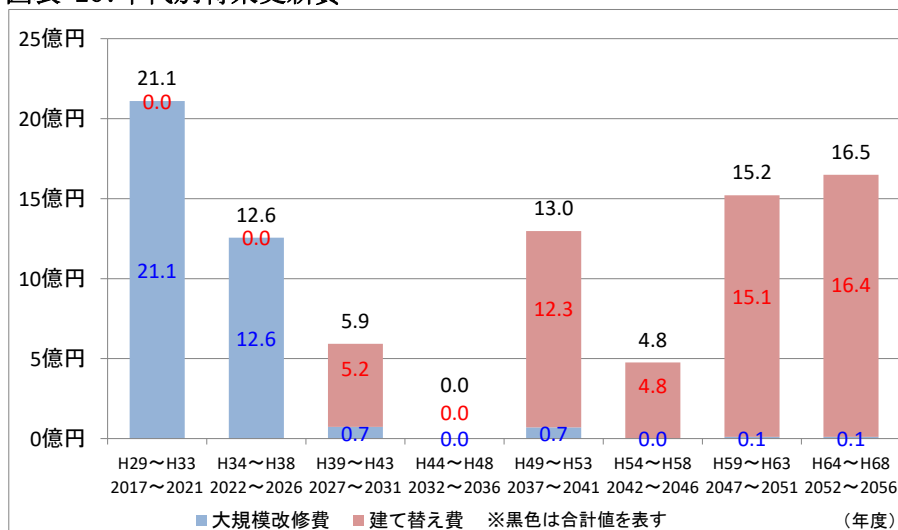
大規模改修の目安となる築30年以上の建物が40.1%と半数以下となっていますが、築15年から29年の建物が57.4%で、数年後に大規模改修が必要となる建物の増加が見込まれます。(図表25)

将来、建物の大規模改修や建替え等に必要な費用については、今後10年で33.7億円、40年で89.0億円(年平均2.2億円)が見込まれています。(図表26)

図表 25: 築年数別構成比(延床面積)



図表 26: 年代別将来更新費



維持管理、更新等に関する取り組み方針

- ・施設管理者による点検を確実に実施し、劣化状況や危険度を把握します。また、点検・診断等の結果の履歴を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。
- ・日常的に不特定多数の利用がある施設では、定期的に点検や維持管理等を行い、施設利用者の安全確保を図ります。
- ・災害時の拠点となる施設や避難所に指定されている施設については、優先的に修繕や更新等を実施し、施設の性能・機能低下の抑制を図ります。
- ・耐震基準を満たしていない施設は、危険性の高い施設から順次耐震補強工事を検討します。
- ・予防保全型による維持管理手法を導入することで長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化及び抑制に努めます。
- ・人口減少や少子高齢化に伴う施設ニーズの変化、老朽化に伴う修繕や更新費用等を総合的に判断し、複合化や集約化、廃止等を含めて今後のあり方を検討します。
- ・文化拠点となる総合文化ホールは、文化活動情報を充実させて利用の促進を図ります。
- ・公民館を核とした「生涯学習によるまちづくり」の強化や、町民が身近な場所で気楽に自主的な活動ができるよう、公民館等の機能強化に努めます。
- ・スポーツ教室やスポーツ行事等の参加者数が減少傾向にあり、利用者を増やすために施設の有効活用を図るとともに、新たなサービスの提供や、町民が安全で安心して快適に利用できるよう、施設の計画的な整備・改修を行います。
- ・スポーツ・レクリエーションの拠点として位置づけられている、つばきの丘運動公園の利用促進を図るために、適正な維持管理に努めます。



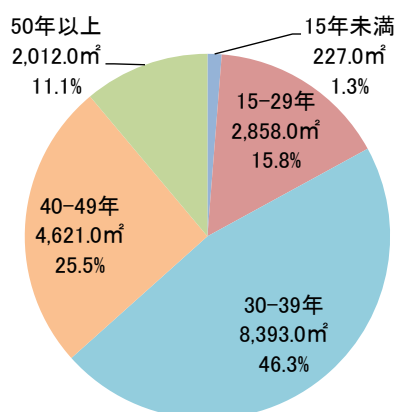
2 学校教育系施設、子育て支援施設

本町の学校教育系施設、子育て支援施設は、7施設、建物49棟を保有し、延床面積の合計は18,110.0㎡で、町全体の44.1%を占めています。

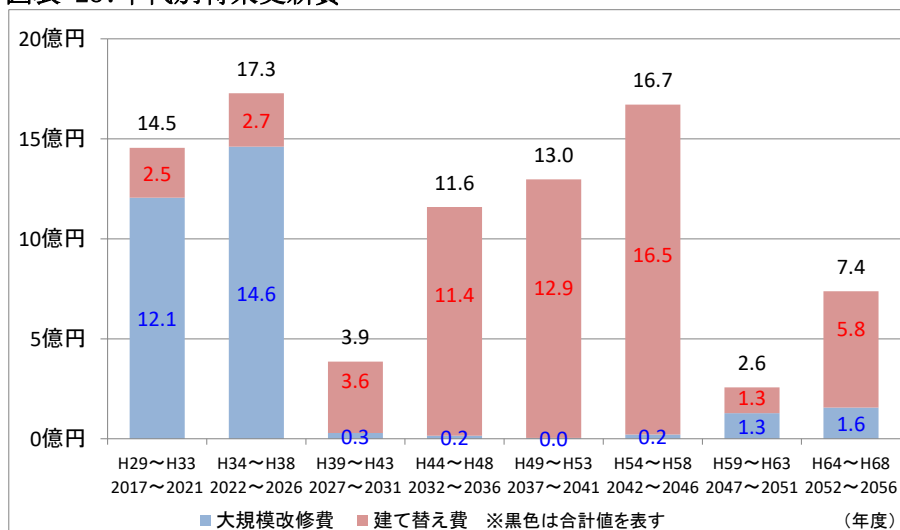
建物の82.9%が大規模改修の目安となる築30年以上を経過し、老朽化に伴う修繕や更新費用が課題となっています。(図表27)

将来、建物の大規模改修や建替え等に必要となる費用については、今後10年で31.8億円、40年で87.0億円(年平均2.2億円)が見込まれています。(図表28)

図表 27:築年数別構成比



図表 28:年代別将来更新費



維持管理、更新等に関する取り組み方針

- ・施設管理者による点検を確実に実施し、劣化状況や危険度を把握します。また、点検・診断等の結果の履歴を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。
- ・学校や子育て支援施設は、園児、児童、生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には避難場所等の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、耐震性の確保や老朽化への対応等、安全で安心な施設の整備を図ります。
- ・予防保全型による維持管理手法を導入することで長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化及び抑制に努めます。
- ・小・中学校の運動場や体育館の地域への開放等の施設の有効活用を行い、町民が身近な地域でスポーツを楽しむ場を提供します。
- ・大規模改修の時期、園児、児童、生徒数の推移や地域の実情等に応じて、施設の適正なあり方について検討します。



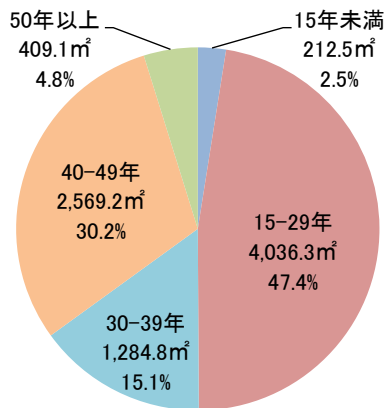
3 保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、公園、その他

本町の保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、公園、その他の施設は、14 施設、建物 31 棟を保有し、延床面積の合計は 8,512.0 m²で、町全体の 20.7%を占めています。

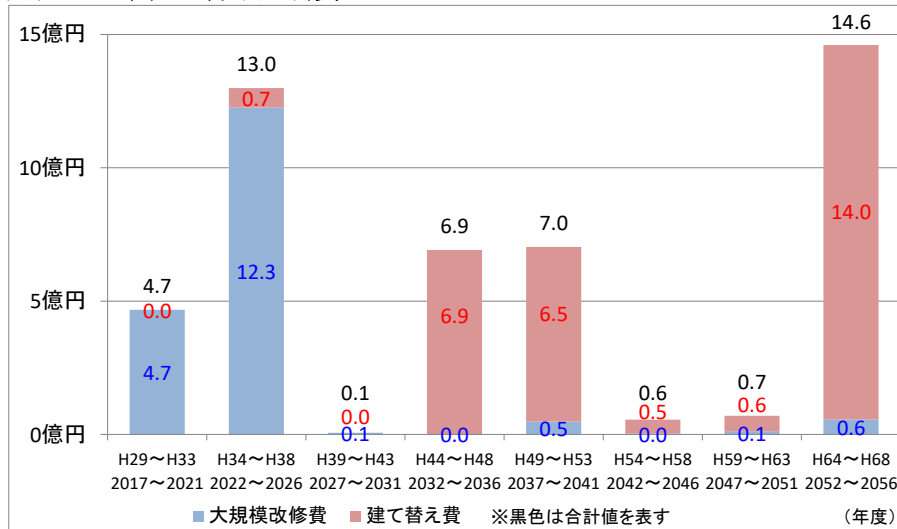
大規模改修の目安となる築 30 年以上の建物が 50.1%と約半数となっていますが、築 15 年から 29 年の建物が 47.4%で、数年後に大規模改修が必要となる建物の増加が見込まれます。(図表 29)

将来、建物の大規模改修や建替え等に必要な費用については、今後 10 年で 17.7 億円、40 年で 47.6 億円（年平均 1.2 億円）が見込まれています。(図表 30)

図表 29:築年数別構成比



図表 30:年代別将来更新費



維持管理、更新等に関する取り組み方針

- ・施設管理者による点検を確実に実施し、劣化状況や危険度を把握します。また、点検・診断等の結果の履歴を蓄積することで、今後の老朽化対策等に活用します。
- ・日常的に不特定多数の利用がある施設では、定期的に点検や維持管理等を行い、施設利用者の安全確保を図ります。
- ・災害時の拠点となる施設や避難所に指定されている施設については、優先的に修繕や更新等を実施し、施設の性能・機能低下の抑制を図ります。
- ・耐震基準を満たしていない施設は、危険性の高い施設から順次耐震補強工事を検討します。
- ・予防保全型による維持管理手法を導入することで長寿命化を図り、施設の安全性の確保と修繕や更新等に要する財政負担の平準化及び抑制に努めます。
- ・人口減少や少子高齢化に伴う施設ニーズの変化、老朽化に伴う修繕や更新費用等を総合的に判断し、複合化や集約化、廃止等を含めて今後のあり方を検討します。
- ・住民の健康づくりと健康の保持・増進をより一層促進していくために、中核となる健康福祉センターの施設及び設備の整備・充実を図ります。
- ・公営住宅は、老朽化が進んでいるため、財政計画との調整を図りながら、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、住民需要にあわせて改修、整備を検討します。
- ・コミュニティ広場は、安心して利用できるよう遊具の安全点検等を実施し、地域の協力を得ながら適正な維持管理に努めます。

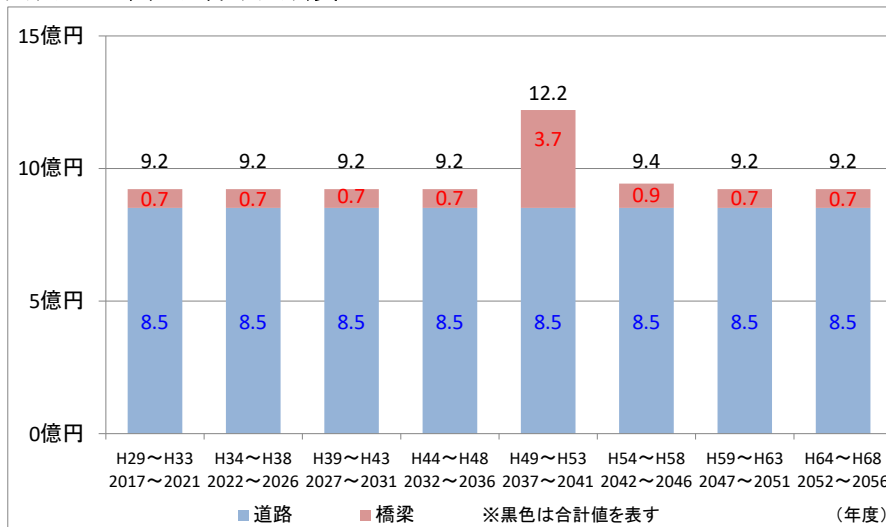


第2節 インフラの管理に関する基本的な方針

1 道路(町道、林道)、橋梁

将来、道路、橋梁の修繕や更新等に必要な費用については、今後10年で18.4億円、40年で76.8億円(年平均1.9億円)が見込まれ、令和19(平成49(2037))年度から令和23(平成53(2041))年度の5年間で最も高くなっています。(図表31)

図表 31:年代別将来更新費



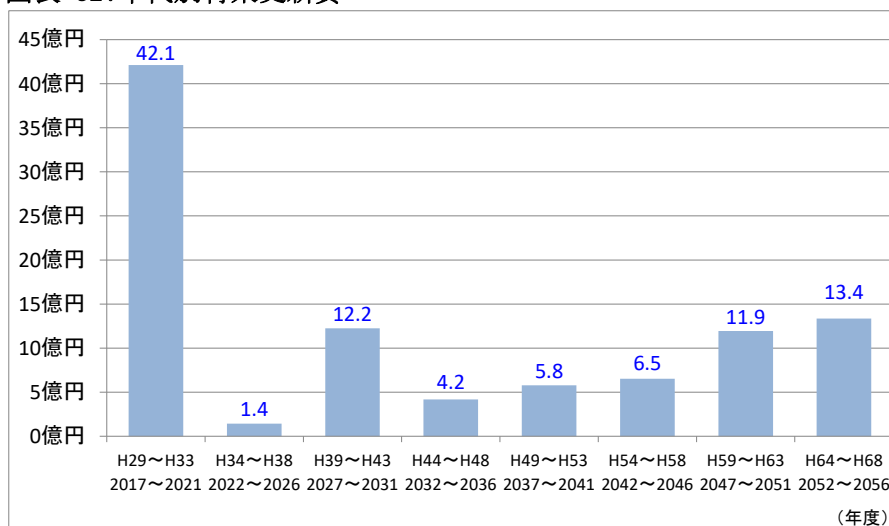
維持管理、更新等に関する取り組み方針

- ・道路の点検は日常的なパトロールによる点検等を実施します。
- ・パトロールや点検等により損傷状況を把握し、重要度や第三者への被害が大きい箇所等の優先順位を設けて修繕工事を行い、安全性の確保を図ります。
- ・道路の長寿命化は、使用状況(交通量)や損傷度から総合的に検討したうえで優先度を決定し、計画的に修繕や更新等を行うことで、長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や平準化に取り組めます。
- ・橋梁の点検は「岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)」に基づいて、近接目視を基本とした定期点検を実施し、橋梁の損傷状況を早期に把握します。点検間隔については5年に1回を基本とし、緊急輸送道路や跨線・跨道橋等、社会的重要度の高いものから優先的に点検を実施します。また、点検結果を基礎データとして、今後必要となる定期点検、補修、更新の時期を定め、計画的に実施します。
- ・橋梁の長寿命化は、「里庄町橋梁長寿命化計画」に示された「道路橋梁の長寿命化及び補修・更新に関する方針」に則り、予防保全型の維持管理に転換し、ライフサイクルコストの縮減と補修・更新費用の平準化を図ります。また、予防保全型の維持管理を推進するための人材育成及び橋梁に関する最新技術の取得に努めます。

2 上水道

将来、上水道の修繕や更新等に必要な費用については、今後10年で43.5億円、40年で97.5億円（年平均2.4億円）が見込まれ、平成29（2017）年度から令和3（平成33（2021））年度の5年間で最も高くなっています。（図表32）

図表 32:年代別将来更新費



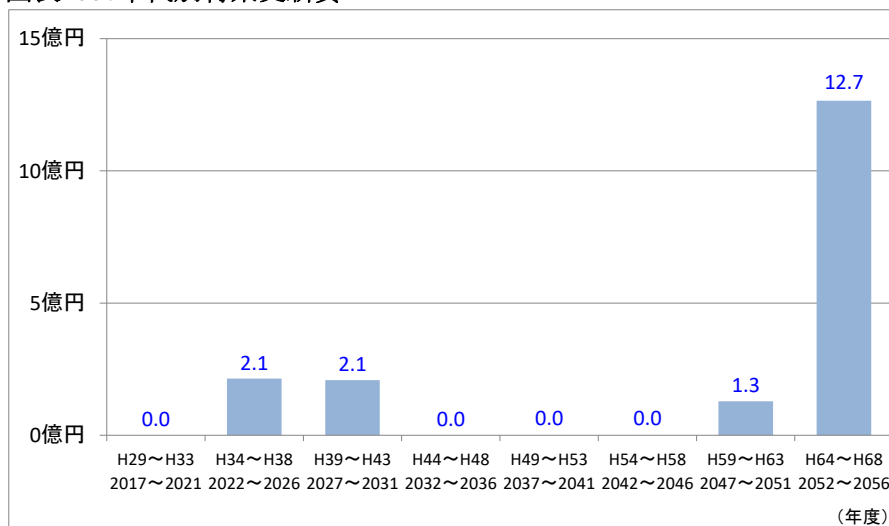
維持管理、更新等に関する取り組み方針

- ・老朽管の更新については、「里庄町水道事業基本計画」を基に、管路の耐震化及び漏水防止対策との整合性を図り定期的に更新することにより、耐震性の向上及び有収率の向上を図ります。
- ・下水道工事、道路工事に併行して順次改良・更新を行うことにより経費節減を図り、引き続き効率的な水道事業経営を行います。
- ・施設の老朽化に伴い、漏水に対する一層の対策を講ずる必要があり、老朽管の計画的な更新や管材料の改良等により漏水防止に努めるとともに、直営による漏水調査を継続して実施します。なお、漏水状況の分析・把握には長年の技術の蓄積が必要となり、これまでに蓄積された技術の継承とともに人員配置にも配慮します。
- ・老朽管の更新については、漏水の多い接着タイプの管から、管路の耐震化及び漏水防止対策との整合性を図り、定期的に布設替えを進めていきます。

3 下水道

将来、下水道の修繕や更新等に必要な費用については、今後 10 年で 2.1 億円、40 年で 18.2 億円（年平均 0.5 億円）が見込まれ、令和 34（平成 64（2052））年度から令和 38（平成 68（2056））年度の 5 年間で最も高くなっています。（図表 33）

図表 33:年代別将来更新費



維持管理、更新等に関する取り組み方針

- 下水道事業については、多額の費用が必要となり、そのほとんどを町の一般会計からの繰り入れで進めているため、町の財政状況を踏まえ、計画的に整備していくとともに、下水道処理区域内においては、公共用水域の水質保全や建設経費の早期回収等を達成するため、下水道への接続率向上を図ります。
- 「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」（平成 27 年 11 月 国土交通省）等の考え方を参考に、公共下水道の適正な維持管理及び運営に努め、予防保全型管理により、施設の計画的な改修を行い、財政負担の軽減・平準化に努めます。
- 里庄町公共下水道事業計画第 4 期認可区域の整備以降の整備予定区域については、認可区域の検討を随時行い、下水道の普及に努めます。

4 その他のインフラ

維持管理、更新等に関する取り組み方針

- 「公共施設等のマネジメントの推進方針」に基づいて、計画的な維持補修等を行い、既存のインフラの有効活用や、長寿命化の推進、運営の効率化によるライフサイクルコストの削減を図り、継続して安全で安心なインフラの運営を行います。

里庄町公共施設等総合管理計画

発行：里庄町

企画・編集：里庄町 総務課

策定：平成 29 年度

改定：令和 3 年度

令和 5 年度

住所：〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見 1107 番地 2

電話：0865-64-3111 FAX：0865-64-3618